三　誤記の訂正
四　前三号に掲げるもののほか、法第七条第一項第三号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わない変更

2　第五条、第六条第一項、第二項及び第四項、第七条から第十一条まで並びに第十三条から第十六条までの規定（法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が前項に掲げる事項である場合にあっては、第八条から第十一条まで及び第十四条の規定を除く。）は、法第十六条第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第六条第四項中「別記様式第七号」と、第七条中「次に掲げる書類」とあるのは「第一号及び第四号から第九号までに掲げる書類」と、同条第七号中「申請農林水産物等」とあるのは「法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が法第七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項である場合には、申請農林水産物等」と、第八条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第八号」と、第十三条中「次に掲げる事項」とあるのは「変更の年月日、第一号から第三号までに掲げる事項及び変更に係る事項」と、第十四条第一項中「登録をしたときは、当該登録」とあるのは「変更の登録（法第七条第一項第三号に掲げる事項に係るものに限る。）をしたときは、当該変更の登録」と読み替えるものとする。

（法第二十二条第一項の規定による登録の取消しへの準用）

第十九条　第八条から第十条までの規定は、法第二十二条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による登録の取消しについて準用する。この場合において、第八条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第九号」と読み替えるものとする。

（公示の方法）

第二十条　法第二十三条第一項の規定による公示は、農林水産省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（身分を示す証明書）

第二十一条　法第二十四条第二項の証明書は、別記様式第十号による。

（農林水産大臣に対する申出の手続）

第二十二条　法第二十五条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもってしなければならない。

一　申出人の氏名又は名称及び住所
二　申出に係る農林水産物等の名称
三　申出の理由
四　申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示若しくはこれに類似する表示を付した者、登録標章を付していない者又は登録標章若しくはこれに類似する標章を付した者の氏名又は名称及び住所
五　申出に係る農林水産物等の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

（権限の委任）

第二十三条　法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第二十四条第一項の規定による登録生産者団体、生産業者その他の関係者に対する報告の徴収　当該登録生産者団体、生産業者その他の関係者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
二　法第二十四条第一項の規定による登録生産者団体、生産業者その他の関係者に関する立入検査　当該登録生産者団体、生産業者その他の関係者の事務所、事業所、倉庫、ほ場、工場その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長
三　法第二十五条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による農林水産物等又はその包装等に登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示若しくはこれに類似する表示を付した者、登録標章を付していない者又は登録標章若しくはこれに類似する標章を付した者に関する調査　当該農林水産物等又はその包装等に登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示若しくはこれに類似する表示を付した者、登録標章を付していない者又は登録標章若しくはこれに類似する標章を付した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（農林水産省組織規則の一部改正）

第二条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中「知的財産専門官」の下に「、地理的表示審査官」を加え、同条第一項中「審査官二十五人」を「地理的表示審査官四人、審査官二十三人」に、「国際専門官一人」を「国際専門官二人」に改め、同条第八項中「国際専門官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　地理的表示審査官は、命を受けて、特定農林水産物等の登録に係る審査を行う。

第百六十四条中第二十六号を第二十七号とし、第九号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

第百九十条中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

第百九十七条の次に次の一条を加える。

（地理的表示専門官）

第百九十七条の二　関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の事業戦略課に、それぞれ地理的表示専門官一人を置く。

2　地理的表示専門官は、地方農政局の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百九十六条中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

第三百二条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

別表（第四条関係）

農林水産物等又はその包装等の区分	様　式
直径十五ミリメートルの大きさの標章を付することが困難でない農林水産物等又はその包装等	カラーの標章を使用する場合においては、様式一 モノクロームの標章を使用する場合においては、様式二
直径十五ミリメートルの大きさの標章を付することが困難な農林水産物等又はその包装等	単色の標章を使用する場合においては、様式三 カラーの標章を使用する場合においては、様式四 モノクロームの標章を使用する場合においては、様式五 単色の標章を使用する場合においては、様式六